

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年2月19日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 室町 正志
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、当社のパソコン事業を、東芝情報機器株式会社に会社分割により承継させることを決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、2015年12月24日に臨時報告書を提出しました。

今般、当該臨時報告書の記載事項に一部変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

八 吸収分割の方法、吸収分割に関する割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(2)吸収分割に関する割当ての内容

(3)その他の吸収分割契約の内容

二 吸収分割に係る割当て内容の算定根拠

ホ 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しています。

(訂正前)

八 吸収分割の方法、吸収分割に関する割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(2)吸収分割に関する割当ての内容

現時点では確定していません。

(3)その他の吸収分割契約の内容

日程

会社分割契約締結日 2016年1月(予定)

会社分割の効力発生日 2016年4月1日(予定)

分割する部門の事業内容

パソコン、タブレット商品及び法人向けIoTソリューション商品の開発・製造・販売

二 吸収分割に係る割当て内容の算定根拠

現時点では確定していません。

ホ 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>現時点では確定していません。</u>
本店の所在地	<u>現時点では確定していません。</u>
代表者の氏名	<u>現時点では確定していません。</u>
資本金の額	<u>現時点では確定していません。</u>
純資産の額	<u>現時点では確定していません。</u>
総資産の額	<u>現時点では確定していません。</u>
事業の内容	国内、海外におけるパソコン及びシステムソリューション商品の開発、製造、販売

(訂正後)

八 吸収分割の方法、吸収分割に関する割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(2)吸収分割に関する割当ての内容

本会社分割に際して、東芝情報機器株式会社は当社に対して株式を発行いたしません。

(3)その他の吸収分割契約の内容

日程

会社分割契約締結日 2016年2月19日

会社分割の効力発生日 2016年4月1日

分割する部門の事業内容

パソコン、タブレット商品及び法人向けIoTソリューション商品の開発・製造・販売。但し、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業を除く。

その他の内容

当社が東芝情報機器株式会社との間で、2016年2月19日に締結した吸収分割契約の内容は、後述の吸収分割契約書のとおりです。

二 吸収分割に係る割当て内容の算定根拠

本会社分割に際して、東芝情報機器株式会社は当社に対して株式を発行いたしません。

ホ 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東芝クライアントソリューション株式会社
本店の所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番15号
代表者の氏名	現時点では確定していません。
資本金の額	12億円
純資産の額	200億円
総資産の額	1,176億円
事業の内容	国内、海外におけるパソコン及びシステムソリューション商品の開発、製造、販売

吸収分割契約書

株式会社東芝（以下「甲」という。）と東芝情報機器株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2016年2月19日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 吸収分割会社
商号：株式会社東芝
住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号
- (2) 吸収分割承継会社
商号：東芝情報機器株式会社
住所：東京都江東区豊洲五丁目6番15号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）において営む以下に規定する事業（以下「本件事業」という。）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

甲のパーソナル&クライアントソリューション社（以下「PCS社」という。）が行っているパソコン事業及びその関連事業。但し、(i)DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、(ii)コピープロテクションに係る事業、並びに(iii) 総務部 事業開発担当、 V S 出向管理センター、 生産・調達センター クラウド&ソリューション生産部、 品質センター 品質部 クラウド&ソリューション製品品質管理担当、及び 品質センター モバイルサービス部の行っている業務を除く。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業のみに関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。

2. 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。ただし、効力発生日までに既に提起されている訴訟に関する債務については重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、本契約において承継対象権利義務に含まれるものとされている債務が、本項ただし書き又は会社法その他法令（日本法以外の法令を含む。）の規定に基づき甲の債務とされた場合、当該債務については、甲及び乙の間においては乙の最終的な負担とする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式等の数）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式その他の対価を甲に支払わない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金、利益準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める
- (4) 利益準備金 0円
- (5) その他利益剰余金 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める

第6条（分割承認決議等）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を経ることなく本吸収分割を実施する。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を経ることなく本吸収分割を実施する。

第7条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2016年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2016年2月19日

甲：東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東芝
代表執行役社長 室町 正志

乙：東京都江東区豊洲五丁目6番15号
東芝情報機器株式会社
代表取締役社長 影山 岳志

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、本件事業のみに属する以下の資産（ただし、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定めるとおりとする。）のうち法令上承継可能なもの、及び甲の保有する第(12)号に記載する短期貸付金とする。

- (1) 受取手形
- (2) 売掛金
- (3) 製品及び商品
- (4) 半製品
- (5) 原材料及び貯蔵品
- (6) 仕掛品
- (7) 前払費用
- (8) 未収入金
- (9) 無形固定資産
- (10) 有形固定資産（ただし、土地及び建物を除く。）
- (11) 効力発生日の前日時点で甲の管理会計上PCS社が保有している株式及び出資持分（以下「株式等」という。）の一切ただし、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意または発行会社による譲渡承認等が必要な場合であって、許認可、同意または承認等が得られない場合には譲渡対象から除外するものとする。効力発生日以降に許認可、同意等が得られないことが確定した場合には、甲乙別途協議の上対応を決定する。
- (12) 乙に対する短期貸付金

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、本件事業のみに属する債務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、以下の負債に係る債務を除く。

- (1) 短期借入金
- (2) 未払法人税等
- (3) 長期借入金
- (4) 資産除去債務
- (5) 環境債務（保管中のPCB 廃棄物処理費用、及び、操業中の土壌浄化費用等）
- (6) 未払賞与

3. 知的財産権

本吸収分割による本件事業に関わる知的財産権の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 商標権、意匠権、ノウハウを除く知的財産権（出願中の特許権等を含む。）の取扱い
 - 1)本件事業のみに関わるもの 持分の半分を承継する
 - 2)本件事業とそれ以外の事業の両方に関わるもの 承継しない上記2)には、コーデック（MPEG4 visual規格等）に係る特許を含む。なお、疑義を避けるために言えば、DVD規格及びBD規格関連特許ならびにコピープロテクション関連特許は承継しない。

(2) 商標権、意匠権、ノウハウの取扱い

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1)本件事業のみに関わるもの | 承継する |
| 2)本件事業とそれ以外の事業の両方に関わるもの | 承継しない |

(3) (1)及び(2)において「承継する」とした知的財産権のうち、本件事業以外の甲の事業に必要な権利については、乙は甲に[別途対価の支払を要することなく]その使用を許諾する。

(4) (1)及び(2)において「承継しない」とした知的財産権のうち、本件事業に必要な権利については別途甲及び乙の間で取り決める条件により、甲は乙にその使用を許諾する。

4. 雇用契約を除く契約

本吸収分割により、雇用契約を除く、本件事業のみに属する売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、共同開発契約、リポート契約、賃貸借契約、その他の一切の契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。

また、甲の本件事業とそれ以外の事業の両方に関わる契約については、当該契約上の地位は乙に承継されず、本件事業のみに属する権利義務についてのみ承継する。

なお、承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

5. 雇用契約

本吸収分割により、本件事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、甲から乙に一切承継されない（なお、本件事業に主として従事する甲の従業員のうち個別同意を得た者については、効力発生日に甲から乙に転籍することを基本とするものとする。）。

6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可は、本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものとする。

7. その他

承継対象権利義務の詳細については、2015年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定する。

以上